

選任第3号

特別委員の選任について

各特別委員を選任するものとする。

平成25年8月7日提出

向日市議会議長

(参 考)

◎向日市議会委員会条例（抜粋）

(委員の選任)

第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。ただし、特別委員会においては、必要がある場合に副委員長2人を置くことができる。

2 委員長及び副委員長は、委員会においてそれぞれの委員の中から互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。